

1) 騒音に係る規制

騒音対策については、騒音規制法(昭和43年法律第98号)や鹿児島県公害防止条例に基づく規制基準の遵守、指導が行われている。騒音規制法に基づく規制基準等は、特定工場等騒音、特定建設作業騒音及び自動車騒音について、それぞれ表3.2-40、表3.2-41及び表3.2-42に示すとおりに定められている。また、鹿児島県公害防止条例に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準は表3.2-43に示すとおりである。なお、事業実施区域周辺における騒音規制区域の状況を図3.2-11に示す。

表 3.2-40 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分			
	朝	昼間	夕	夜間
	6時～8時	8時～19時	19時～22時	22時～翌6時
第1種区域	45dB	50dB	45dB	40dB
第2種区域	50dB	60dB	50dB	45dB
第3種区域	60dB	65dB	60dB	50dB
第4種区域	65dB	70dB	65dB	55dB

出典：騒音規制法(法律第98号)

備考

- 1 昼間とは、午前七時又は八時から午後六時、七時又は八時までとし、朝とは、午前五時又は六時から午前七時又は八時までとし、夕とは、午後六時、七時又は八時から午後九時、十時又は十一時までとし、夜間とは、午後九時、十時又は十一時から翌日の午前五時又は六時までとする。
- 2 デシベルとは、計量法(平成四年法律第五十一号)別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 3 騒音の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(F A S T)を用いることとする。
- 4 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z八七三ーに定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (一) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (二) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (三) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (四) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。
- 5 前項に規定する第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。
 - 一 第1種区域 良好な住居の環境を保全する為、特に静穏の保持を必要とする区域
 - 二 第2種区域 住居の用に供されている為、静穏の保持を必要とする区域
 - 三 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全する為、騒音の発生を防止する必要がある区域
 - 四 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させない為、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

表 3.2-41 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制種別 地域区分	特定建設作業					
	くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機	コンクリート プラント アスファルト プラント	バックホウ トラクターシ ョベル ブルドーザ
基準値	①②	85dB				
作業時間	①	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと。				
	②	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと。				
※1日当たりの 作業時間	①	10 時間／日を超えないこと。				
	②	14 時間／日を超えないこと。				
作業期間	①②	連続して 6 日を超えないこと。				
作業日	①②	日曜日その他休日でないこと。				

出典：騒音規制法(法律第 98 号)

備考：1 第 1 号区域及び第 2 号区域とはそれぞれ次のとおりである。

第 1 号区域

- ・良好な住居の環境を保全する為、特に静穏の保持を必要とする区域
- ・住居の用に供されている為、静穏の保持を必要とする区域
- ・住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合している為、騒音の発生を防止する必要がある区域
- ・学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設の敷地の周辺 80m 以内の区域

第 2 号区域

- ・指定区域のうちの第 1 号区域以外の区域(工業地域)

2 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

3 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1 日の作業時間を※の項に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。

4 当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。

表 3.2-42 自動車騒音の限度(要請限度)

区域の区分	時間の区分	
	昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～翌 6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

出典：騒音規制法(法律第 98 号)

備考：幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界から 20m までの範囲)については、昼間 75 デンベル、夜間 70 デンベル

a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

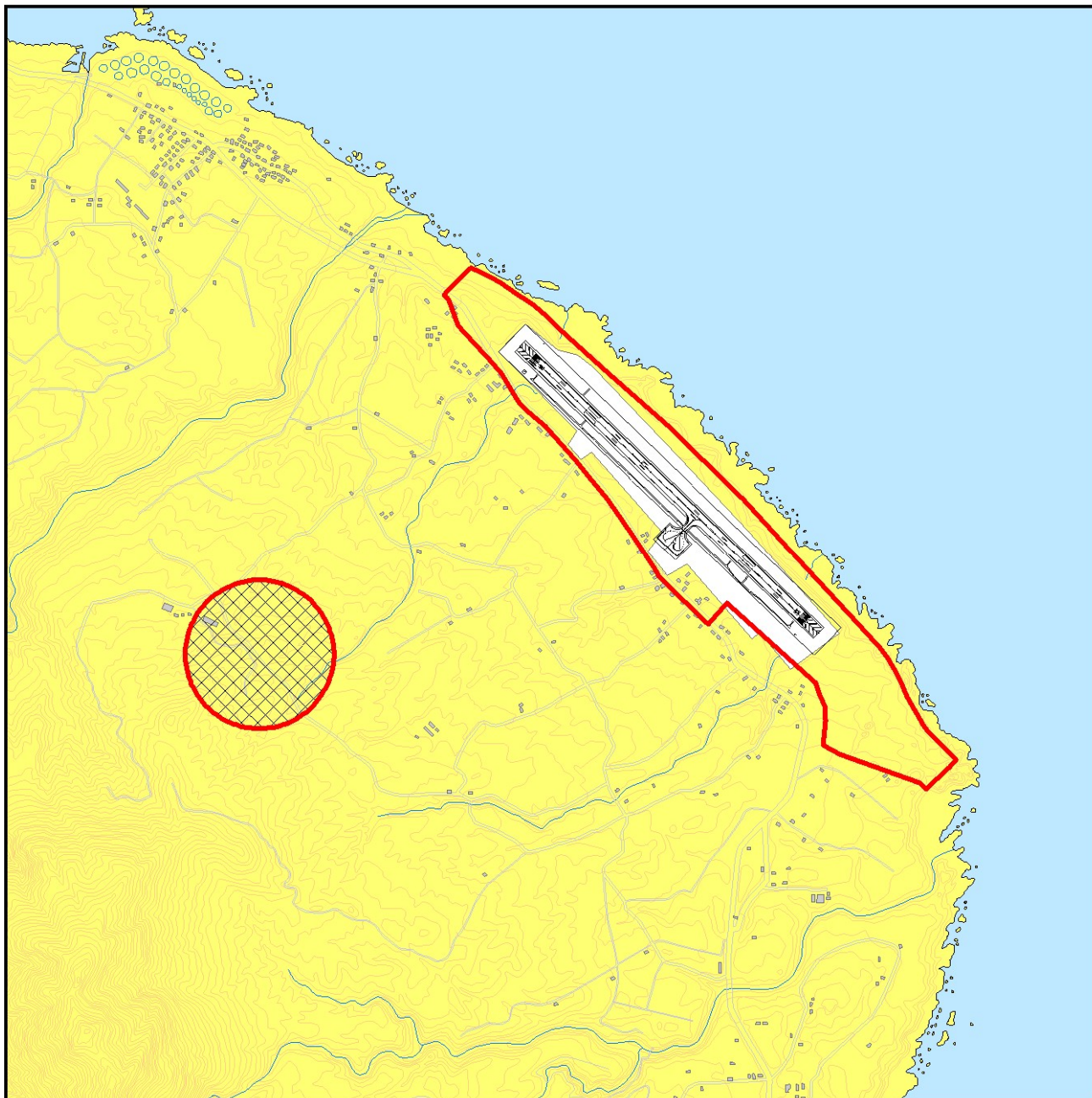
c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

表 3.2-43 鹿児島県公害防止条例に基づく特定工場等の騒音に係る規制基準

時間の区分	基準
昼間(午前 8 時から午後 7 時まで)	65dB 以下
朝(午前 6 時から午後 8 時まで) 夕(午後 7 時から午後 10 時まで)	55dB 以下
夜間(午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)	45dB 以下

出典：鹿児島県公害防止条例(鹿児島県条例第 41 号)

備考：1 騒音の測定点は、特定施設を設置する工場等の敷地の境界線上とする。



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 騒音規制区域

特定工場等	: 第 2 種区域
特定建設作業	: 第 1 号区域
自動車騒音	: b 区域

0 0.5 1
 km

1:25,000



図 3.2-11 事業実施区域周辺における騒音規制区域図

(3) 振動に係る規制

「振動規制法」(昭和51年6月法律第64号最終改正平成23年12月法律第122号)により、振動を防止する必要があるとして指定されている地域内における工場・事業場の事業活動に伴う振動及び建設工事に伴う振動について規制が定められているとともに、道路交通振動については措置を要請する限度が定められている。表3.2-44及び表3.2-45に振動の規制に関する基準を示す。

なお、事業実施区域周辺において振動規制法による規制地域の区域指定はなされていない。

表 3.2-44 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域の区分	基準値	
	昼間(8:00～19:00)	夜間(19:00～翌8:00)
第1種区域	60dB以下	55dB以下
第2種区域	65dB以下	60dB以下

出典：「振動規制法」(昭和51年6月法律第64号，最終改正 平成23年12月法律第122号)

注1：基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。

注2：第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次のとおりである。

- (1) 第1種区域 良好な住居の環境を保全する為、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されている為、静穏の保持を必要とする区域
- (2) 第2種区域 住居の用に併せて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全する為、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させない為、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

表 3.2-45 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

1 特定建設作業

特定建設作業名
① くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業
② 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
③ 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る)
④ ブレーカ(手持式のを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る)

出典：「振動規制法」(昭和51年6月法律第64号，最終改正 平成23年12月法律第122号)

備考：当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。

2 規制基準

規制項目	基準	
基準値	75dB	
作業禁止時間	第1号区域	午後7時～午前7時
	第2号区域	午後10時～午前6時
最大作業時間	第1号区域	10時間/日
	第2号区域	14時間/日
最大作業日数	連続6日	
作業禁止日	日曜日，休日	

注：振動の基準値は、作業の場所の敷地の境界線の値である。

(備考)

第1号区域	① 特定工場等に係る区域区分のうち、第1種区域及び第2種区域のうち原則として都市計画法に基づく工業地域を除く区域 ② 上記工業地域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域 ア 学校教育法第1条に規定する学校 イ 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所 ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させる為の施設を有するもの エ 図書館法第2条第1項に規定する図書館 オ 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
第2号区域	特定工場等に係る区域のうち、上記第1号区域以外の区域

「振動規制法」では、指定地域内における道路交通振動が表3.2-46に示す限度を超えることにより、道路周辺生活環境が著しく損なわれると認める時には、市町村長は道路管理者に対し、当該道路の道路部分につき道路交通振動の防止の為の舗装、維持または修繕の措置をとるべきことを要請し、または都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置(交通規制)を執るべきことを要請するものと定められている。

表 3.2-46 道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間(8:00~19:00)	夜間(19:00~翌8:00)
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

出典：「振動規制法」(法律第64号、最終改正 法律第122号)

注：1 第1種区域及び第2種区域とは、特定工場等に係る規制基準の区域と同一である。

2 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

(4) 悪臭に係る規制

「悪臭防止法」(昭和46年6月法律第91号)は、県知事又は市町長が規制地域の指定及び規制基準の設定を行った地域において適用され、特定悪臭物質または臭気指数のいずれかの規制基準によって規制するものである。

特定悪臭物質により規制されている地域では、規制地域内において法に定める特定悪臭物質のいずれかを発生させる工場・事業場の全てが規制の対象となる。特定悪臭物質としては、アンモニア等22物質が指定されており、表3.2-47に示すとおり、敷地境界線、気体排出口及び排出水中の規制基準が設定されている。

また、鹿児島県公害防止条例では悪臭に係る特定施設、施設の構造並びにその使用及び管理に関する規制基準を表3.2-48に示すとおり定めている。なお、事業実施区域周辺において悪臭防止法による規制地域の区域指定はなされていない。

表3.2-47 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準

①敷地境界線における規制基準(物質濃度) (単位: ppm)

特定悪臭物質の種類	指定区域	
	A 地域	B 地域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

出典: 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定(鹿児島県告示第419号)

②気体排出口における規制基準(物質濃度)

特定悪臭物質(メチルメルカプタン, 硫化メチル, 二硫化メチル, アセトアルデヒド, スチレン, プロピオン酸, ノルマル酪酸, ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとに①に掲げる規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条に定める方法により算出して得た流量

③ 排出水中における規制基準(物質濃度)

(単位：mg/L)

特定悪臭物質の種類	排出水の量の区分	指定地域	
		A 地域	B 地域
メチルメルカプタン	$Q \leq 0.001$	0.03	0.06
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.007	0.01
	$0.1 < Q$	0.002	0.003
硫化水素	$Q \leq 0.001$	0.1	0.3
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.02	0.07
	$0.1 < Q$	0.005	0.02
硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.3	2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.07	0.3
	$0.1 < Q$	0.01	0.07
二硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.6	2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.1	0.4
	$0.1 < Q$	0.03	0.09

注：Q は工場その他の事業場から敷地外に排出される排出水の量 (m³/s) を表す。

出典：悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定(鹿児島県告示第 419 号)

表3.2-48 悪臭に係る特定施設及び規制基準(鹿児島県公害防止条例)

番号	用途区分	施設名	規模	構造等に関する基準
1	獣畜，魚介類又は鳥類の臓器，骨皮，羽毛等を原料とする飼料又は肥料の製造の用に供するもの	(1)原料置場	すべてのもの	次の各号に該当すること。 (1)工場等は，悪臭が漏れにくい構造の建物とすること。 (2)原材料及び製品等は，悪臭が漏れにくい密閉された施設に貯蔵すること。 (3)施設は，密閉構造とし，燃焼法，吸収法若しくは洗浄法又はこれと同等以上の脱臭効果を有する方法で処理すること。
		(2)蒸解施設	すべてのもの	
		(3)乾燥施設	すべてのもの	
2	菌体かす又はでん粉かすを原料として飼料又は肥料等の製造の用に供するもの	(1)原料置場	すべてのもの	
		(2)乾燥施設	すべてのもの	
3	パルプ又は紙製造の用に供するもの	(1)蒸解がま	すべてのもの	次の各号に該当すること。 (1)工場等は，悪臭が漏れにくい構造の建物とすること。 (2)施設は，密閉構造とし，燃焼法若しくは洗浄法又はこれと同等以上の脱臭効果を有する方法で処理すること。
		(2)薬液回収施設	すべてのもの	
4	鶏ふん乾燥を業とする者が用いるもの	鶏ふん乾燥施設	すべてのもの	次の各号に該当すること。 (1)工場等は，悪臭が漏れにくい構造の建物とすること。 (2)原材料及び製品等は悪臭の漏れにくい容器に収納し，又はカバーで覆う等の措置を講ずること。 (3)施設は，密閉構造とし，燃焼法若しくは土壌酸化法又はこれと同等以上の脱臭効果を有する方法で処理すること。
5	でん粉製造の用に供するもの	かすだめ	すべてのもの	次の各号に該当すること。 (1)かすが外部に流れないように，囲いを設けること。 (2)悪臭が外部に漏れないように，カバーで覆う等の措置を講ずること。

出典：悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定(鹿児島県告示第419号)

(5) 水質汚濁に係る規制

1) 工場排水等に対する規制

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)では、特定施設を設置する工場・事業場からの公共用水域への排水について排水基準(一律排水基準)が定められている。水質汚濁防止法に基づく排水基準を表3.2-49(1)～(2)に示す。

表3.2-49(1) 水質汚濁防止法に基づく有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/L
シアン化合物	シアン 1mg/L
有機燐(りん)化合物(パラチオン, メチルパラチオン, メチルジメトン及びEPNに限る)	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L
砒(ひ)素及びその化合物	砒(ひ)素 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 ほう素 10mg/L 海域 ほう素 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 ふっ素 8mg/L 海域 ふっ素 15mg/L
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考	
1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	

出典:「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号, 最終改正 令和元年環境省令第15号)

表3.2-49(2) 水質汚濁防止法に基づく生活環境に係る排水基準

項目	許容限度
水素イオン濃度(pH) (水素指数)	海域以外 5.8以上8.6以下 海域 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg/L(日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	160mg/L(日間平均120mg/L)
浮遊物質(SS)	200mg/L(日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量	120mg/L(日間平均60mg/L)
燐(りん)含有量	16mg/L(日間平均8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限り適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限り適用する。</p> <p>7. 燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限り適用する。</p>

出典:「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号、最終改正 令和元年環境省令第15号)

(6) 地下水の採取に係る規制

事業実施区域周辺は「工業用水法」(昭和31年6月法律第146号)及び「建物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和37年5月法律第100号)による地下水採取を規制されている地域はない。

(7) 自然環境法令等による指定状況

1) 自然公園，自然環境保全地域

事業実施区域周辺においては、「自然公園法」（昭和 32 年 6 月法律第 161 号）に基づく自然公園等の指定がされており，その位置は図 3.2-12 に示すとおりである。

また，屋久島国立公園区域の地種区域別面積を表 3.1-50 に示す。なお屋久島国立公園における公園面積(海域を含む)は 24,859ha である。

表 3.1-50 屋久島国立公園区域の地種区域別面積 (ha)

	特別地域				普通地域	公園面積 (陸域のみ)
	特別保護地区	第 1 種	第 2 種	第 3 種		
屋久島地域	7,669	3,300	2,516	11,016	65	24,566

出典：環境省ウェブサイト「屋久島国立公園」

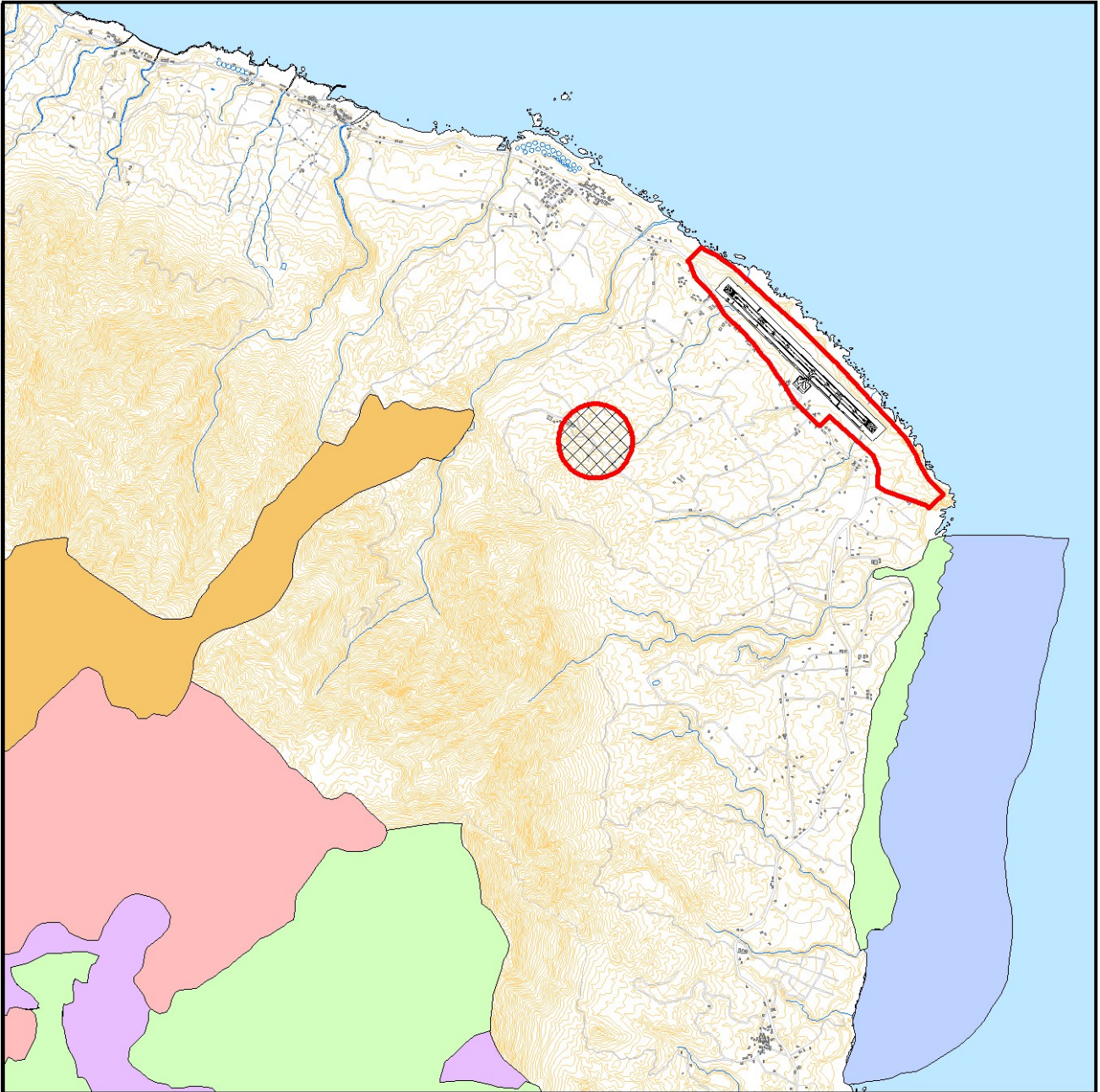
<<http://www.env.go.jp/park/yakushima/intro/index.html>>

2) 鳥獣保護区

事業実施区域周辺において、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区等は図 3.2-13 に示すとおりである。

3) 保安林

事業実施区域周辺においては、「森林法」（昭和 26 年 6 月法律第 249 号）に基づく保安林の指定がされており，その位置は図 3.2-14 に示すとおりである。



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 普通地域
- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域

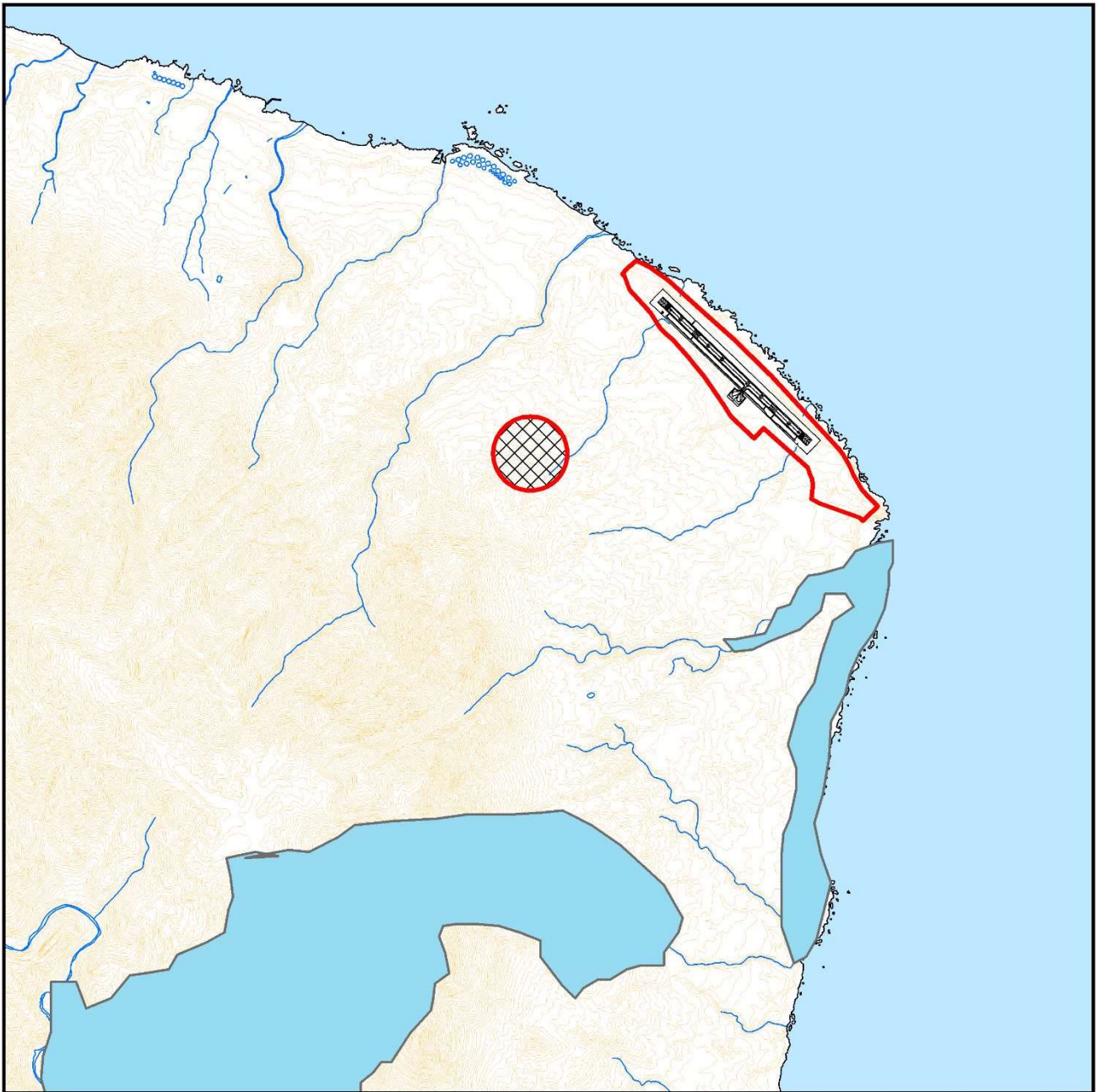
0 0.5 1 2 km

1:50,000



出典：環境省ウェブサイト「屋久島国立公園」
 <<https://www.env.go.jp/park/yakushima/intro/index.html>>

図 3.2-12 自然公園法に基づく国立公園の指定状況



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 特定猟具使用禁止区域

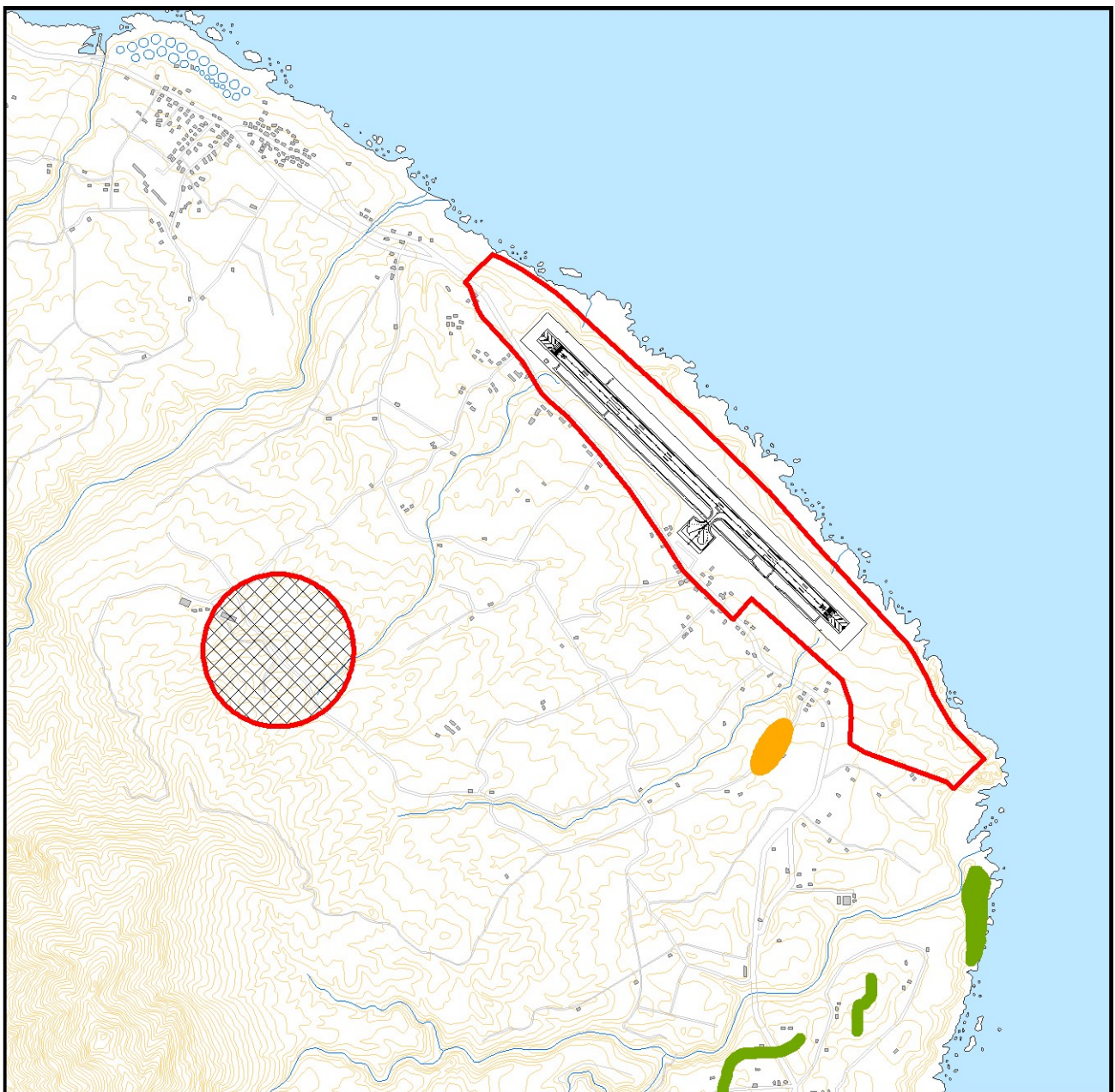
0 0.5 1 2 km

1:50,000



出典：「平成 30 年度鹿兒島県鳥獣保護区等位置図 4(薩南諸島)」(鹿兒島県)

図 3. 2-13 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等の指定状況



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 土砂流出防備保安林
- 防風保安林

0 0.5 1 km

1:25,000



出典：鹿児島県提供資料

図 3.2-14 事業実施区域周辺の保安林の指定状況

(8) 文化財保護法に基づく史跡・名勝・天然記念物等

事業実施区域周辺における「文化財保護法」(昭和25年5月法律第214号)、「鹿児島県文化財保護条例」(昭和30年12月26日条例第48号)、「屋久島町文化財保護条例」(平成19年10月1日条例第223号)に基づく史跡・名勝・天然記念物等の指定状況は表3.2-51～表3.2-53に示すとおりであり、事業実施区域周辺において、所在地が屋久島全域であるものを除く指定文化財は分布していなかった。

また、事業実施区域周辺に分布する「文化財保護法」に基づく埋蔵文化財包蔵地の分布状況は図3.2-15及び表3.2-54に示すとおりである。

表3.2-51 指定文化財の内容(国指定)

種別	区分	名称	所在地	指定年月日
記念物	特別天然記念物	屋久島スギ原始林	屋久島	昭和29年3月20日
	天然記念物	アカヒゲ	屋久島	昭和45年1月23日
		オカヤドカリ	屋久島	昭和45年11月12日
		カラスバト	屋久島	昭和46年5月19日
		アカコッコ	屋久島	昭和50年2月13日
		エラブオオコウモリ	口永良部島	昭和50年2月13日
		イイジマムシクイ	屋久島	昭和50年6月26日
		ヤクシマカワゴロモ生育地	一湊川・白川	平成22年8月5日

出典：統計屋久島町(令和元年度版)

表3.2-52 指定文化財の内容(県指定)

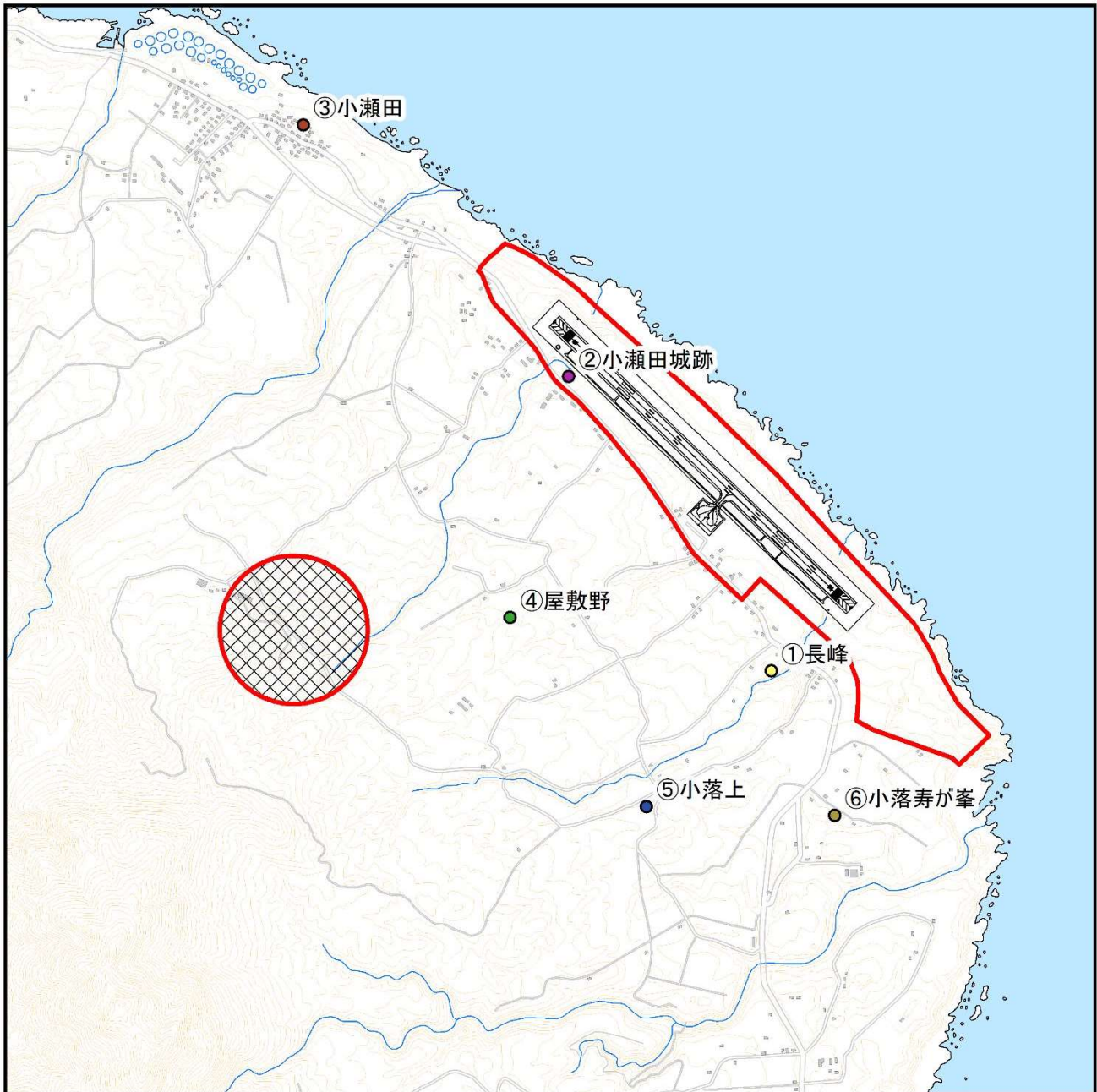
種別	区分	名称	所在地	指定年月日
記念物	史跡	泊如竹の墓	安房	昭和36年8月16日
民俗文化	無形	屋久島の如竹踊り	安房	平成18年4月21日
記念物	天然記念物	ミシマサワガニ	口永良部島	平成25年4月23日

出典：統計屋久島町(令和元年度版)

表 3.2-53 指定文化財の内容(町指定)

種別	区分	名称	所在地	指定年月日
有形文化	古文書	楠川区有文書	楠川	昭和 48 年 8 月 20 日
	絵画	涅槃図	宮之浦	昭和 52 年 3 月 5 日
	歴史資料	日蓮宗祖師等供養塔婆	永田字瀬戸ノ上	平成元年 4 月 1 日
		天文十七年行善妙嚴名五輪塔	永田字瀬戸ノ上	平成元年 4 月 1 日
		道本銘供養塔	永田字後野釈迦堂	平成元年 4 月 1 日
		法華経三千部供養塔	宮之浦字寺山	平成元年 4 月 1 日
		島津義久第七回忌供養塔	宮之浦字寺山	平成元年 4 月 1 日
		益救神社仁王像	宮之浦字水洗尻	平成元年 4 月 1 日
	考古資料	本蓮寺鰐口	楠川字門前	平成元年 4 月 1 日
	工芸品	顕寿寺梵鐘	永田字下宇都	平成元年 4 月 1 日
益救神社手水鉢		宮之浦字水洗尻	平成元年 4 月 1 日	
建造物	正徳五年銘石灯籠	宮之浦字寺山	平成元年 4 月 1 日	
民俗文化	有形	栗生共同墓地	栗生	平成 3 年 3 月 31 日
	無形	なぎなた踊り	麦生	昭和 55 年 3 月 31 日
		湯泊笠踊り	湯泊	昭和 56 年 9 月 30 日
楠川盆踊り		楠川	平成 26 年 1 月 1 日	
記念物	天然記念物	スナズル	栗生西宮原	昭和 45 年 11 月 16 日
		ツキイゲ	栗生西宮原	昭和 45 年 11 月 16 日
		メヒルギ	栗生満泊	昭和 45 年 11 月 16 日
		カンノンチク	平内大山	昭和 45 年 11 月 16 日
		ポンカン原木	平内	昭和 45 年 11 月 16 日
		モダマ	安房城山	昭和 45 年 11 月 16 日
		ヒリュウシダ	原	昭和 45 年 12 月 19 日
		テンバイ	小島	昭和 45 年 12 月 19 日
		ガジュマル	中間上町	昭和 45 年 12 月 19 日
		ウミガメとタマゴ	栗生海岸	昭和 46 年 5 月 24 日
		キイレツチトリモチ	尾之間	昭和 48 年 3 月 8 日
		ヤッコウソウ	小島	昭和 48 年 3 月 8 日
		枕状溶岩	田代川河口	昭和 48 年 3 月 8 日
		モリヘゴ	楠川字門前	平成 8 年 2 月 26 日
		クリオザサ	栗生	平成 16 年 2 月 27 日
		オオタニワタリ	湯泊・尾之間	平成 16 年 2 月 27 日
		船行大杉	船行	平成 16 年 2 月 27 日
		ブーフィコス化石群	宮之浦字物ヶ峯	平成 19 年 3 月 27 日
		史跡	檀那墓	宮之浦
	如竹掘		安房	昭和 56 年 9 月 30 日
	宮之浦城ヶ平城跡		宮之浦	昭和 63 年 4 月 26 日
	牛床詣所		宮之浦字牛床	平成元年 4 月 1 日
	永田嶽神社境内磨崖題目		永田字多々良	平成元年 4 月 1 日
	楠川城跡		楠川字折山	平成 7 年 11 月 21 日
	西村越前守平時安の墓		平内字大山	平成 10 年 6 月 26 日
	相良市郎兵衛藤原長政の墓		平内字大山	平成 10 年 6 月 26 日

出典：統計屋久島町(令和元年度版)

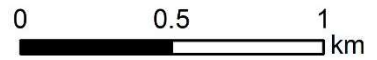


凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)

埋蔵文化財包蔵地

- ①長峰
- ②小瀬田城跡
- ③小瀬田
- ④屋敷野
- ⑤小落上
- ⑥小落寿が峯



1:25,000



出典：鹿児島県立埋蔵文化財センターウェブサイト
「埋蔵文化財情報データベース」

図 3.2-15 埋蔵文化財包蔵地の分布位置

表3.2-54 事業実施区域周辺における周知の埋蔵文化財包蔵地

位置	遺跡名	所在地	地形	時代
①	長峰	屋久島町小瀬田奉行野ほか	海岸	縄文時代，縄文時代後期，縄文時代晩期
②	小瀬田城跡	屋久島町小瀬田城之平	海岸	中世
③	小瀬田	屋久島町小瀬田上町ほか	海岸	
④	屋敷野	屋久島町小瀬田屋敷野	山地	古代
⑤	小落上	屋久島町小瀬田小落上	海岸	縄文時代
⑥	小落寿ヶ峯	屋久島町小瀬田寿ヶ峯	海岸	縄文時代，中世

出典：「文化財保護法」（昭和25年5月法律第214号），「鹿児島県文化財保護条例」（昭和30年12月26日条例第48号），「屋久島町文化財保護条例」（平成19年10月1日条例第223号）

備考：表中の位置の欄の番号は図3.1-15内の番号を示す。

(9) 防災関係の法令等による指定状況

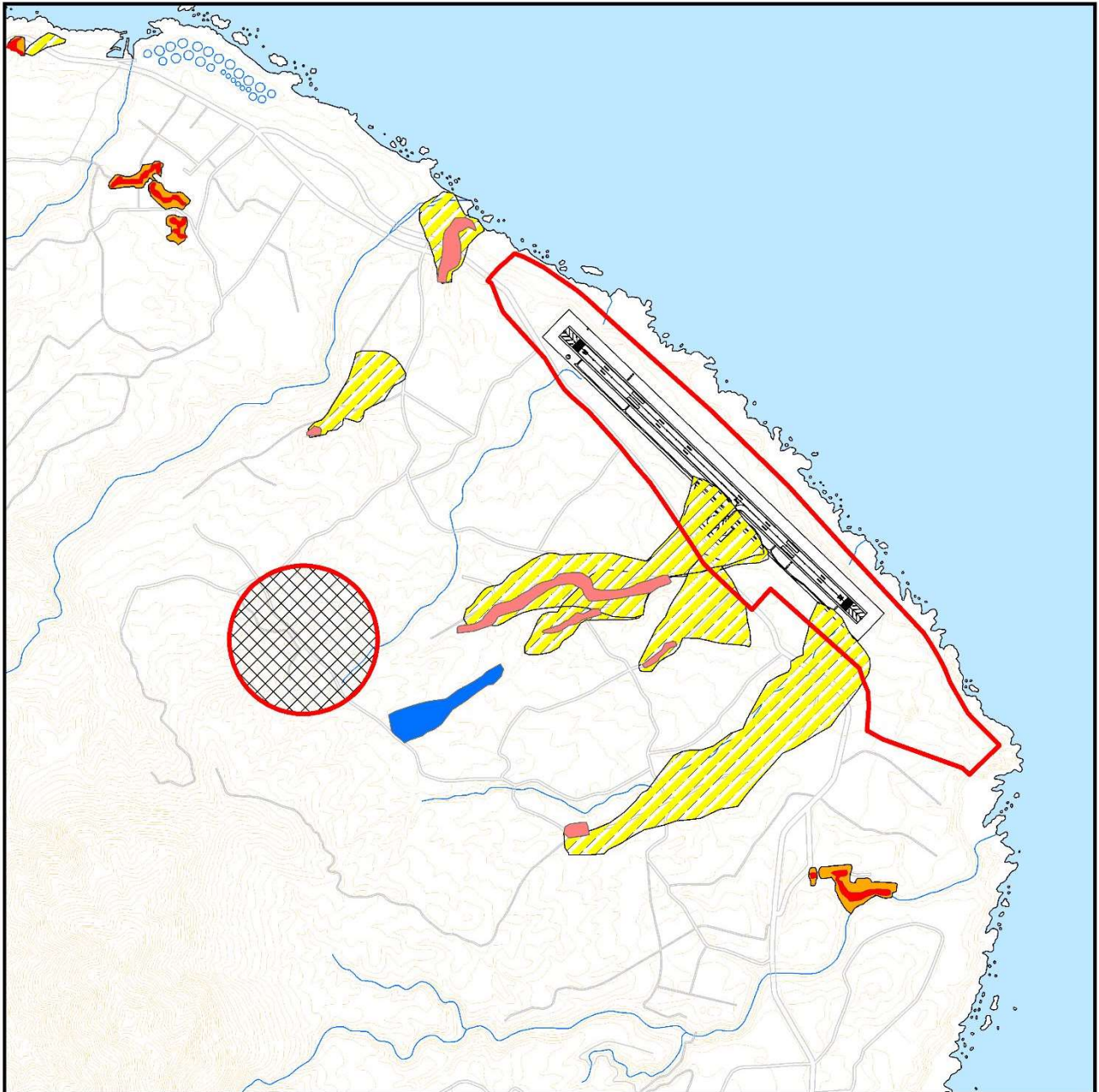
1) 災害防止に関する法律に基づく地域地区の指定状況

災害防止に係る指定地域等の状況は，表3.2-55及び図3.2-16(1)～(2)に示すとおりである。対象事業実施区域において土砂災害危険箇所等が指定されている。

表3.2-55 災害防止に係る指定地域等の状況

災害防止に係る主な法令	指定内容	指定状況	
		屋久島町	対象事業実施区域内
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月8日法律第57号)	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	○	○
砂防法(明治30年3月30日法律第29号)	砂防指定地	○	×
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年7月1日法律第57号)	急傾斜地崩壊危険区域	○	×
地すべり等防止法(昭和33年3月31日法律第30号)	地すべり防止区域	×	×

注：指定状況において，○は存在すること，×は存在しないことを示す。



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 砂防指定地
- 急傾斜地の崩壊
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 土石流
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域

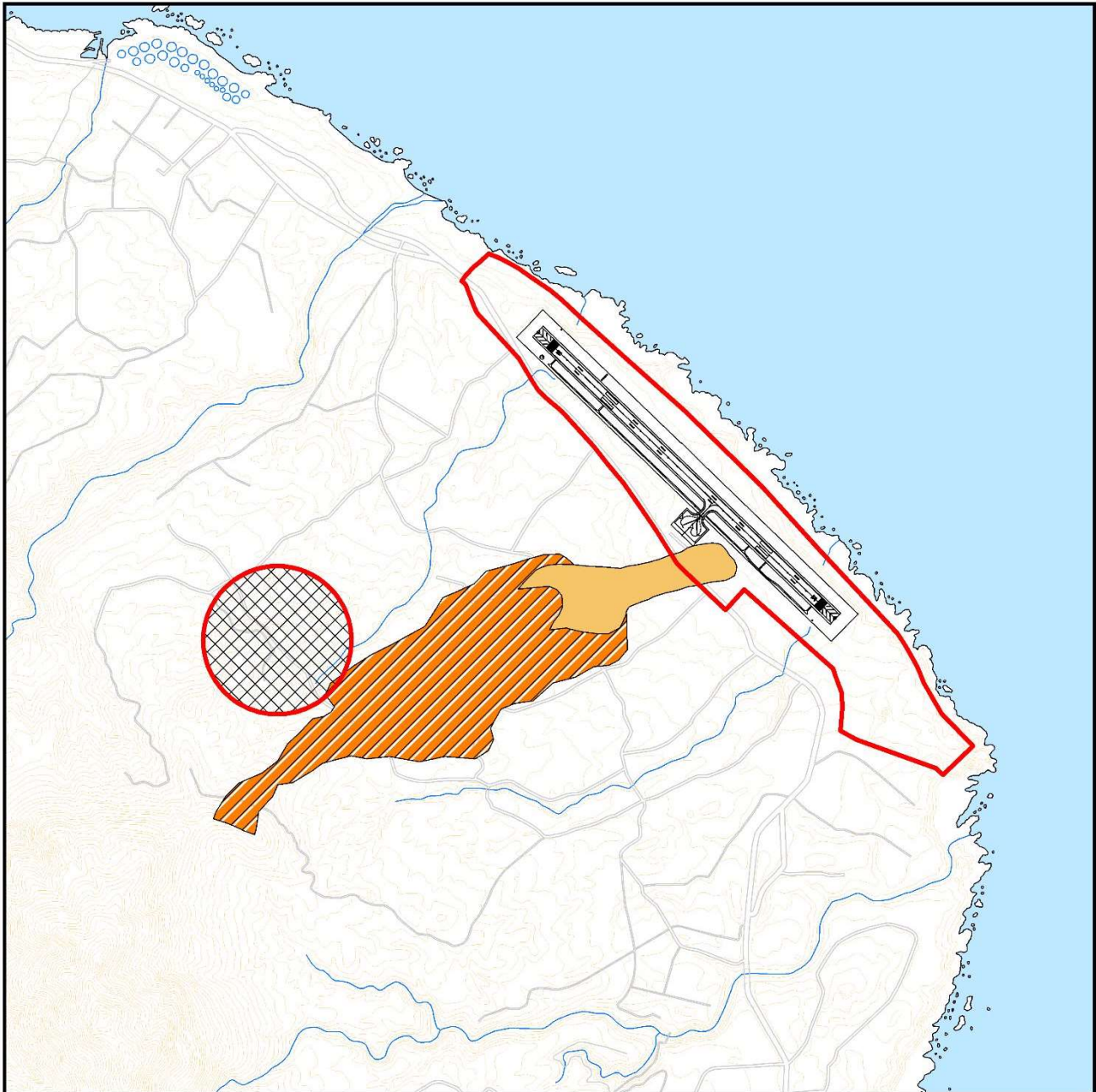
0 0.5 1 km

1:25,000



出典：「砂防三法情報マップ」
 <<http://www.pref.kagoshima.jp/ah08/sabousannpou.html>>
 「土砂災害警戒区域等マップ」(鹿児島県ウェブサイト)より作成
 <http://www.pref.kagoshima.jp/ah08/bosai/dosya/area/doshas_aigaimappu.html>令和2年6月2日閲覧

図 3.2-16(1) 災害防止に係る指定地域等の状況



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 土砂災害危険箇所
- 土石流危険溪流
- 土石流被害想定区域

0 0.5 1 km

1:25,000



出典：「土砂災害警戒区域等マップ」（鹿児島県ウェブサイト）より作成
 <<http://www.pref.kagoshima.jp/ah08/bosai/dosya/area/doshasaigaimappu.html>>
 令和2年6月2日閲覧

図 3.2-16(2) 災害防止に係る指定地域等の状況

3.2.8 その他の事項

(1) 公害苦情件数

屋久島町における公害苦情件数の状況は、表 3.2-56 に示すとおりである。屋久島町における公害苦情件数は平成 25 年において、騒音が 1 件(商業施設)であった。

表3.2-56 屋久島町における公害苦情件数

	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	典型7公害計	典型7公害以外	合計
平成 25 年度	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
平成 26 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成 27 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成 28 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成 29 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成 30 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典：環境白書(鹿児島県；平成 26 年～令和元年版資料編)

(2) 国際締約

1) 世界遺産登録

屋久島において世界自然遺産に登録された区域を図 3.2-17 に示す。

世界遺産は、1972年のユネスコ総会において採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）にもとづいて世界遺産リストに登録された、人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」を持つ物件のことであり、遺跡、景観、自然などの移動が不可能な不動産やそれに準ずるものが対象となっている。

屋久島については、1993年に面積の20%にあたる約1万747haが、「ひとときわすぐれた自然美及び美的な重要性をもつ最高の自然現象または地域を含むもの」及び「陸上、淡水、沿岸及び海洋生態系と動植物群集の進化と発達において進行しつつある重要な生態学的、生物学的プロセスを示す顕著な見本であるもの」の基準を満たしたとみなされ登録がなされている。

なお、世界遺産登録された区域については、屋久島国立公園に指定されている。

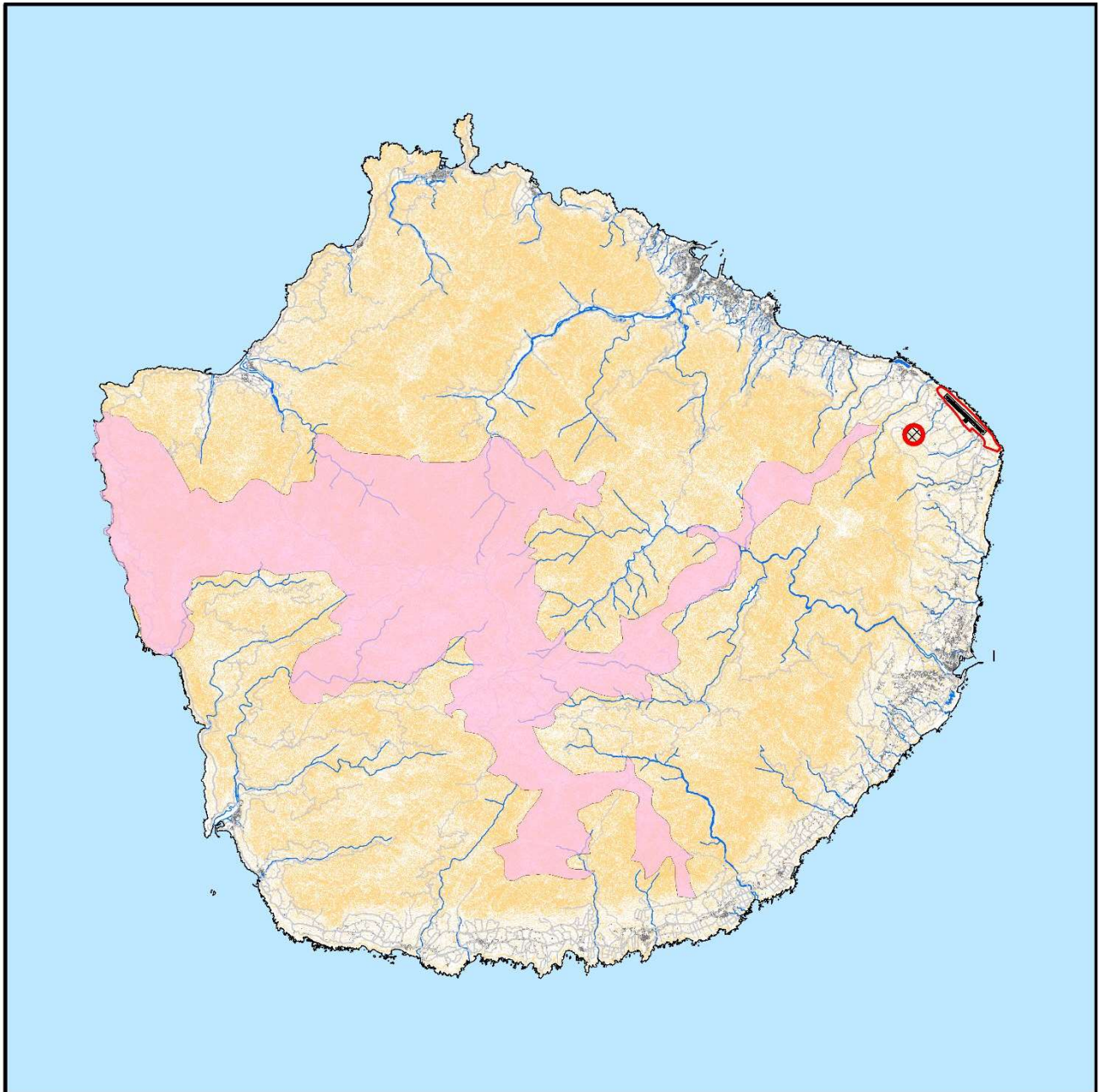
2) ユネスコエコパーク

屋久島におけるユネスコエコパークの登録状況を図 3.2-18 に示す。

ユネスコエコパークは、ユネスコが実施する「人間と生物圏計画に基づき指定する生物圏保存地域」の日本における呼称であり、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とし、自然の保護・保全だけでなく自然と人間社会の共生に重点を置いている。

屋久島については、1980年に屋久島の一部が登録されていたものの、ユネスコエコパークの機能に「経済と社会の発展」が追加され、その機能を果たす移行地域の追加設定が求められたことから、2016年に口永良部島を含む屋久島町全域に拡張して登録が決定している。なお、事業実施区域周辺は移行地域(居住区であり、漁業を含む地域社会や経済発展が図られる地域)に指定されている。

なお、自然環境等の保護を目的とした核心地域及び緩衝地域に指定された区域については、屋久島国立公園に指定されている。



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 世界自然遺産地域

0 2.5 5 10 km

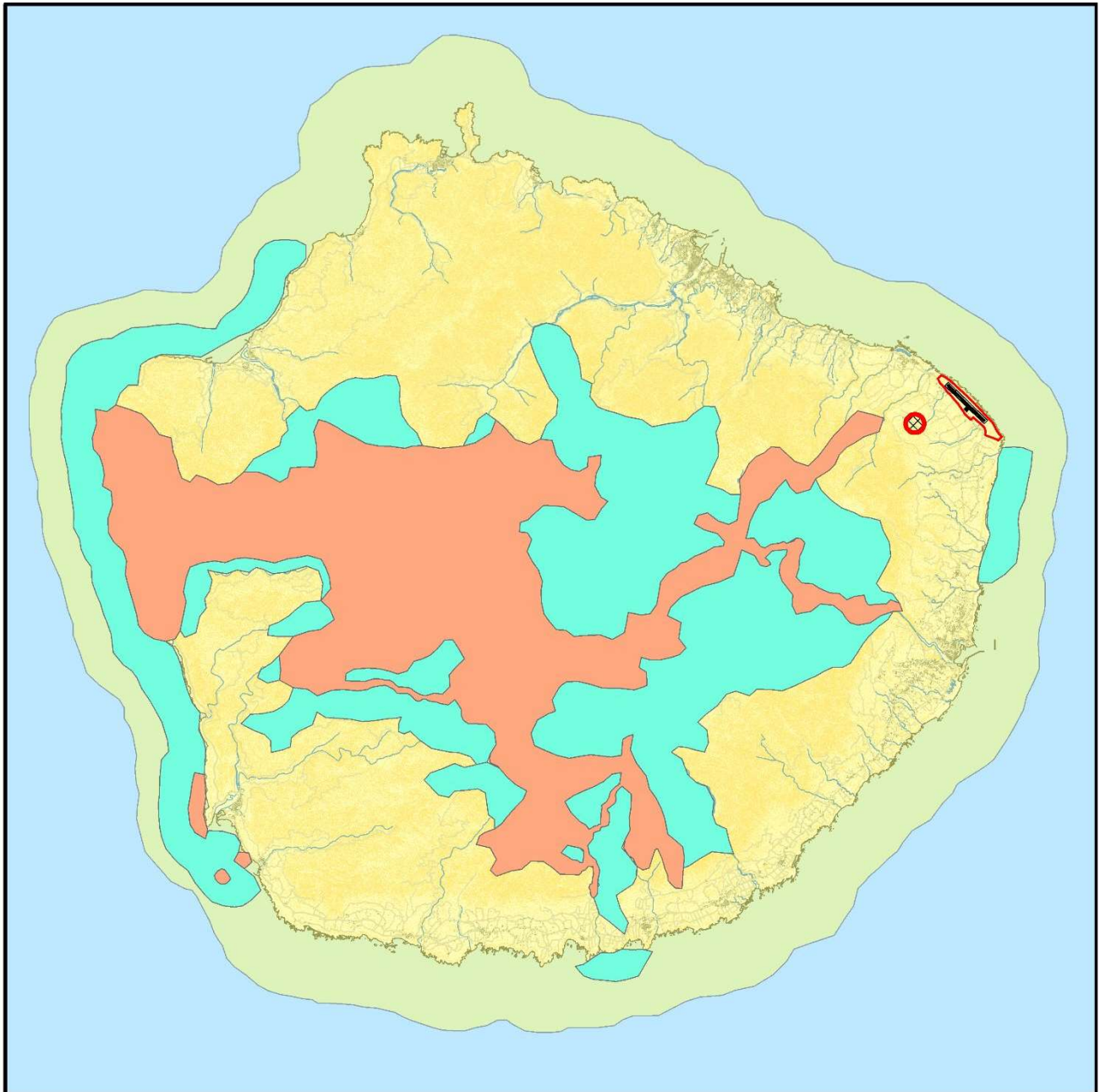
1:200,000



出典：屋久島世界遺産センターウェブページ「屋久島世界自然遺産登録の効果と課題 (H26. 10. 25)」

<<https://www.env.go.jp/park/yakushima/ywhcc/wh/wh.htm>>

図 3.2-17 世界遺産登録状況



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 核心地域
- 緩衝地域
- 移行地域

0 2.5 5 10 km

1:200,000



出典：「日本ユネスコエコパークネットワーク」より作成

図 3.2-18 ユネスコエコパーク登録状況

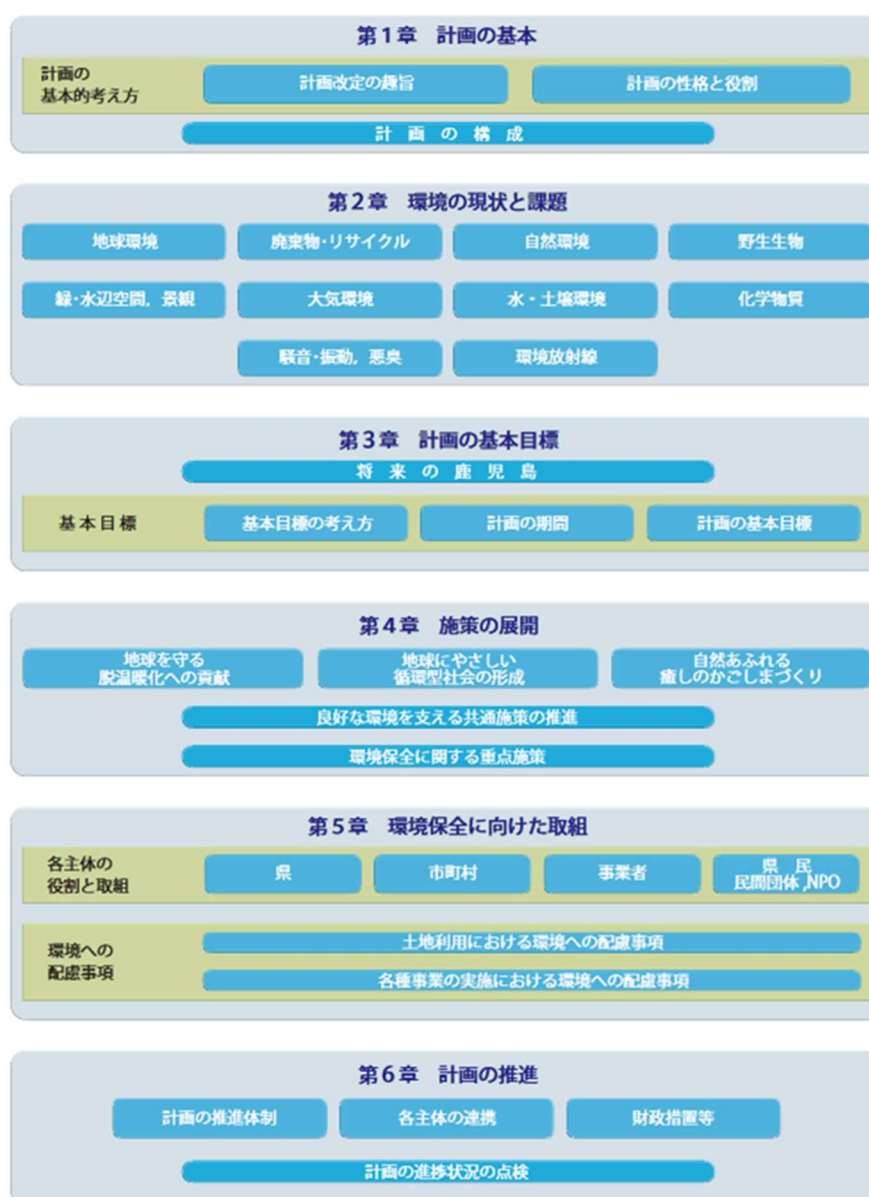
(3) 環境の保全に関する計画等

1) 鹿児島県環境基本計画

鹿児島県は、21世紀を展望した環境行政の基本目標と環境保全施策の基本的方向性を明らかにした環境基本計画を平成10年に策定し、平成16年に改定している。

その後、地球温暖化対策や循環型社会の形成、生物多様性の保全に向けた取組が進展してきており、地球温暖化対策推進条例の制定や奄美群島の世界自然遺産登録への取組など環境を巡る状況の変化が生じており、適切に対応する必要があることから、平成23年に改定を行っており、計画期間は、平成23年度～平成32年度とされている。

鹿児島県環境基本計画の構成を図3.2-19に、鹿児島県環境基本計画の目標の環境指標一覧を表3.2-57(1)～(2)に示す。



出典：鹿児島県ウェブサイト「鹿児島県環境基本計画」

図3.2-19 鹿児島県環境基本計画の構成

表3.2-57(1) 鹿児島県環境基本計画の目標の環境指標一覧

項目	現況 (平成30年度)	目標 (令和2年度)
①脱温暖化への貢献		
温室効果ガス排出量 (森林吸収量を含む)	1,113.0万トン (平成28年度)	1,015.2万トン CO ₂ (2030年度)
地球温暖化防止実行計画策定市町村数	34市町村 (未改定8市町村, 未策定1町)	全市町村
②循環型社会の形成		
農業用廃プラスチック類再生処理率	72% (平成29年度)	80%
建設廃棄物再資源化率 (アスファルト・コンクリート塊)	100%	100%
建設廃棄物再資源化率(コンクリート塊)	100%	100%
環境物品など調達方針(グリーン調達方針)策定 市町村数	23市町村	全市町村
③自然環境の保全・活用		
自然公園	指定箇所数	14
	指定面積	123,890 ha
海域公園	指定箇所数	26
	指定面積	8,542 ha
保安林	指定面積	62,618 ha
多自然川づくり整備箇所数	71	70
④緑の空間の保全・整備		
都市公園等	指定面積	1,950.9 ha
	1人あたり面積	13.9 m ² /人
緑の基本計画策定市町村数	6市町村	都計区域を有する 全市町村(35市 町村)
グリーンマスター(みどりの指導員)数	37人	100人
⑤水辺空間の保全・整備		
リバーフロント整備箇所数	26	30
親水護岸整備 箇所数	農業関係	28
	港湾関係	12
⑥景観の形成		
電線の地中化 延長	県道	22,240 m
	臨港道路	1,710 m
⑦大気環境の保全		
大気汚染に係る環境基準 の達成率	二酸化硫黄	94%
	二酸化窒素	100%
	浮遊粒子状物質	88%
	微小粒子状物質	60%
	一酸化炭素	100%
	ベンゼン	100%
	トリクロロエチレン	100%
	テトラクロロエチレン	100%
	ジクロロメタン	100%

出典：令和元年版環境白書(鹿児島県)

表 3.2-57(2) 鹿児島県環境基本計画の目標の環境指標一覧

項目		現況 (平成 30 年度)	目標 (令和 2 年度)	
⑧水環境の保全				
水質汚濁に係る環境基準(生活環境項目の達成率)	河川	BOD	97.7 %	100 %
		全亜鉛	100 %	100 %
	湖沼	COD	100.0 %	100 %
		全りん	75.0 %	100 %
		全亜鉛	100 %	100 %
	海域	COD	79.2 %	100 %
		全窒素	100 %	100 %
全りん		100 %	100 %	
海水浴場としての適合率		100 %	100 %	
汚水処理人口普及率 県生活排水処理施設整備構想(H21.3)により,将来像 100%(設定年度なし)		68.5 %	100 % (将来像)	
⑨化学物質の環境安全管理				
ダイオキシン類に係る環境基準の達成率	大気	100 %	100 %	
	公共用水域(水質)	100 %	100 %	
	公共用水域(底質)	100 %	100 %	
	地下水	100 %	100 %	
	土壌	100 %	100 %	
ダイオキシン類排出量見込み		2.3 g-TEQ/年	2.2 g-TEQ/年	
⑩騒音・振動, 悪臭等の防止				
騒音に係る環境基準の達成率	騒音(一般)	85.2 %	100 %	
	騒音(道路に面する地域)	74.2 %	98 %	
	航空機騒音	100 %	100 %	
	新幹線騒音	60 %	100 %	
⑪環境教育・環境学習の推進				
こどもエコクラブ設置市町村数		37	全市町村	
グリーンマスター(みどりの指導員)数		37 人	100 人	
⑫再生可能エネルギー導入の推進				
太陽光発電導入量		1,700,673 kW	2,970,000 kW 注1	
風力発電導入量		262,520 kW	371,000 kW 注1	
水力発電導入量		263,523 kW	277,000 kW 注1	
うち小水力発電導入量		12,413 kW	25,890 kW 注1	
地熱発電導入量		66,795 kW	71,000 kW 注1	
うちバイナリー方式導入量		6,695 kW	10,900 kW 注1	
バイオマス発電導入量		139,000 kW	228,000 kW 注1	
太陽熱利用導入量		43,940 kL	44,000 kL 注1	
バイオマス熱利用導入量		128,047 kL	168,000 kL 注1	
地中熱利用導入量		182 kL	300 kL 注1	
バイオマス熱料製造量		188 kL	500 kL 注1	
⑬鹿児島湾ブルー計画の推進				
水質保全目標達成率	COD	37.5 %	100 %	
	窒素	100 %	100 %	
	りん	100 %	100 %	

注 1: 令和 4 年度目標

出典: 令和元年版環境白書(鹿児島県)

2) 景観計画

ア. 鹿児島県景観形成基本方針

鹿児島県景観形成基本方針では、表 3.2-58 に示すとおり、4 つのゾーン別に景観形成を図っている。

表 3.2-58 鹿児島県景観形成基本方針

ゾーン区分	景観形成の視点
桜島・錦江湾ゾーン	調和のとれたまちなみと雄大な活火山，静穏な海域が一体となった景観づくり
霧島ゾーン	高い山の連なりや広大な高原，歴史・文化を生かした景観づくり
屋久島ゾーン	世界的に貴重な植生や海にそびえ立つ山岳の地形等を生かした景観づくり
奄美ゾーン	島を取り囲む海岸の連続性や特色のある生態系を生かした景観づくり

出典：鹿児島県ウェブサイト「鹿児島県景観形成基本方針」（平成 20 年 3 月 鹿児島県）

3) 地球温暖化対策実行計画

ア. 鹿児島県地球温暖化対策実行計画

鹿児島県地球温暖化対策実行計画による施策の概要は表 3.2-59 に示すとおりである。

表 3.2-59 鹿児島県地球温暖化対策実行計画

<p>【計画期間】 2018(平成 30)年度から 2030 年度までの 13 年間とし、基準年度を 2013(平成 25)年度、目標年度を 2030 年度とする。</p>
<p>【目標】 2030 年度までに 2013 年度比で温室効果ガス排出量を 24%削減させ、森林吸収による削減効果を合わせて 33%削減させることとする。</p>
<p>【取り組む施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業部門 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な事業者の排出抑制の取組促進 ・省エネルギーの取組や再生可能エネルギー導入に関する啓発や情報提供等による普及促進 ・徹底的なエネルギー管理の促進 ・農業生産活動における排出抑制に関する支援や研究・開発 ・カーボン・オフセット制度の普及促進 ○業務その他部門 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な事業者の排出抑制の取組促進 ・省エネルギーの取組や再生可能エネルギー導入に関する啓発や情報提供等による普及促進 ・建築物温暖化対策の推進 ・徹底的なエネルギー管理の促進 ・カーボン・オフセット制度の普及促進 ○家庭部門 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーの取組や再生可能エネルギー導入に関する啓発や情報提供等による普及促進 ・建築物温暖化対策の推進 ・ライフスタイルの見直しに関する普及・啓発 ○運輸部門 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な事業者の排出抑制の取組促進 ・エコドライブの普及促進、次世代自動車の導入促進 ・自動車の利用低減の取組促進 <ul style="list-style-type: none"> ・モーダルシフトの促進 ・公共交通機関や自転車の利用促進等 <ul style="list-style-type: none"> ・道路整備の促進 ・地産地消の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・船舶版アイドリングストップの促進 ・バイオ燃料の普及促進 <ul style="list-style-type: none"> ・カーボン・オフセット制度の普及促進 ○温室効果ガスの排出削減対策(エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス) <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制等の取組促進 <ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設における熱回収・発電の促進 ・環境に配慮した産業の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・代替フロン等 4 ガスの適正な回収処理等の促進 ○温室効果ガスの吸収源対策 <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・森林環境教育や木育の推進 ・森林整備等による吸収量の認証 <ul style="list-style-type: none"> ・県産材の利用促進 ・都市緑化等の推進 ○部門・分野横断的対策 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の率先的取組 <ul style="list-style-type: none"> ・地球環境を守るかごしま県民運動の一層の展開 ・環境教育、環境学習の促進 ・県地球温暖化防止活動推進センターによる普及、啓発 ・屋久島 CO₂ フリーの島づくりの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・クールビズ・ウォームビズ等の促進 ・各種広報媒体の活用

出典：鹿児島県 HP「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」(平成 30 年 3 月 鹿児島県)

4) 廃棄物処理計画

ア. 鹿児島県廃棄物処理計画

鹿児島県廃棄物処理計画による施策の概要は表 3.2-60 に示すとおりである。

表 3.2-60 鹿児島県廃棄物処理計画

【計画の期間】平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間		
【計画の目標】		
項目	平成 27 年度推計値	令和 2 年度目標値
1. 一般廃棄物		
総排出量	551 千トン	516 千トン
1 人一日当たり排出量	915g	890g
リサイクル率	17.3%	22.1%
最終処分量	70 千トン	60 千トン
2. 産業廃棄物		
総排出量	8,365 千トン	8,237 千トン
リサイクル率(農業を除く)	63.2%	64.2%
最終処分量(農業を除く)	117 千トン	99 千トン
【主な施策】		
1. 一般廃棄物		
(1)ごみの排出抑制, 減量化, リサイクルの促進		
・排出抑制の促進	・リサイクル製品の積極的活用	
・容器包装リサイクルの促進	・家電リサイクルの促進	
・自動車リサイクルの促進	・生ごみなどのリサイクルの促進	
・食品リサイクルの促進	・広域認定制度による各種リサイクルの促進	
・小型家電リサイクルの促進		
(2)廃棄物処理体制の整備		
・ごみの広域処理の促進	・一般廃棄物処理施設の維持管理の徹底	
(3)し尿の適正処理の促進		
・し尿処理施設による処理の促進	・浄化槽によるし尿処理の適正化	
(4)普及啓発及び情報公開の促進		
・県民への普及啓発	・情報公開の促進	
2. 産業廃棄物		
(1)排出抑制, 減量化, リサイクルの推進		
・多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の作成指導	・環境関連企業の立地促進	
・リサイクル製品の市場拡大		
・公共事業等におけるリサイクルの推進	・排出抑制, リサイクル等の取組への支援	
・食品リサイクルの推進		
・環境マネジメントシステム導入の促進		
(2)廃棄物処理施設の整備		
・県内完結型の産業廃棄物処理の推進	・中間処理施設	
・安定型最終処分場	・管理型最終処分場	
(3)県外産業廃棄物の搬入抑制		
・県内完結型の産業廃棄物処理を推進する観点から, 指導要綱等に基づき搬入を抑制		
(4)普及啓発及び情報公開の推進		
・県民への普及啓発	・情報公開の推進	
(5)その他個別取組項目		
・動物のふん尿	・農業用廃プラスチック類	
・建設系産業廃棄物	・焼酎粕	
・感染性産業廃棄物	・PCB 廃棄物	
・廃水銀	・その他の特別管理産業廃棄物	
3. 不法投棄防止対策		
4. 離島地域のリサイクルの推進		
5. 災害廃棄物の処理対策		
6. 地域循環圏の構築		
7. 漂着ごみ対策		

出典：鹿児島県ウェブサイト「鹿児島県廃棄物処理計画」（平成 28 年 3 月 鹿児島県）
鹿児島県提供資料

イ. 廃棄物処理施設の状況

屋久島町の産業廃棄物処分許可業者を表 3.2-61 に示す。

屋久島町には、6つの中間処理業者が登録されている。

表 3.2-61 産業廃棄物処分許可業者

名称	住所または本店所在地	処理内容	認可番号	認可年月日 有効期限
屋久島リサイクル株式会社	鹿児島県熊毛郡屋久島町志戸子1277番地5	中間(破碎)	04621063114	平成26年8月12日 令和1年8月11日
株式会社川田商会	鹿児島県熊毛郡屋久島町船行1046番地51	中間(圧縮・切断) 中間(破碎・減容) 中間(油化)	04623079362	平成29年1月16日 令和4年1月15日
有限会社屋久島地力センター	鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田1508番地2	中間(堆肥化)	04624099370	平成29年11月8日 令和4年11月7日
有限会社上屋久清掃社	鹿児島県熊毛郡屋久島町楠川197番地	中間(減容)	04626102571	平成27年2月4日 令和2年2月3日
緒方健太	鹿児島県熊毛郡屋久島町船行598番地2	中間(破碎)	04629138674	平成29年10月12日 令和4年10月11日
株式会社小池建設	鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦2437番地30	中間(破碎)	04628190176 04628190176	平成28年12月13日 令和3年12月12日

注：平成31年3月31日現在

出典：鹿児島県ウェブサイト「産業廃棄物処分業者許可業者一覧」

5) 「わたしたちのまちの未来」～第二次振興計画基本構想～の概要

屋久島町では、令和元年に「わたしたちのまちの未来」を掲げた第二次振興計画が策定され、重点目標として「加速する人口減少・少子高齢化に備え、限られた財源で最大の効果を発揮し、住民、集落、行政が協働する人情豊かなまちづくり」を掲げている。計画期間は2019年度～2028年度となっている。第二次振興計画の概要と基本計画を表3.2-62及び基本計画①～④に示す。

この第二次屋久島町振興計画は、住民と行政がともに考え行動する協働のまちづくりをとおして、計画の基本理念及び重点目標を実現する施策を実施し、住民の願いを実現する持続可能なまちづくりの方針を定めることを目的としている。

表3.2-62 「わたしたちのまちの未来」～第二次振興計画基本構想～の概要

【基本理念】

『悠久の流れの中で、自然と共に生きる知恵と多様な集落の文化がとけあい、人々の営みが循環・持続していくまち』を目指します
1. 自然と共に生き、あらゆるものが循環する暮らしと営みを守り、持続させ、育んでいきます
2. 多様性のある暮らし、多様な集落の文化を持続していきます
3. あらゆる人が輝き、住民自らの手で作る屋久島スタイルのまちづくりを進めていきます

出典：屋久島町ウェブサイト「わたしたちのまちの未来」～第二次振興計画基本構想～

【基本計画①】

テーマ	課題	方針	施策	目標
住民の結びつきを強くする	<p>行政からの情報発信(提供)と、意見公募等の双方向のシステムの構築の不足</p> <p>☆話し合いの機会が少なく、住民間や行政との意見交換のしにくさ</p>	<p>行政からの情報発信と、住民からの意見を聴く双方向の体制を充実させ、人情豊かなまちづくりに繋げていく為には、住民と行政が協働する、政策立案段階における定期的な話し合いの場が必要で、そのような活動を地道に繰り返すことで、住民と行政の信頼関係を強固にし、町全体でひとつの目標に向かっていく事が肝要です。</p>	<p>まちづくりミーティング等、定期的な話し合いの開催に取り組みます。</p> <p>・町報、ホームページ、公式SNS等により定期的な情報発信を行い、住民の関心を深める工夫を行います。</p>	<p>まちづくりミーティングの開催</p> <p>・町報発行：1回/月</p> <p>・ホームページのアクセス数の増加</p> <p>・SNSフォローワー数：約1,000→延べ5,000フォローワー</p>
出生から老後まで安心して暮らせる仕組みをつくる	<p>住民の協働による防災・防犯体制の整備</p> <p>☆防災備品の充実</p> <p>☆口永良部島の降灰や硫黄臭対策が十分でない</p>	<p>近年、大規模な災害が頻発しており、地域コミュニティを基軸とした自助・共助・公助の理解が重要視されている。有事の際に真に命を守る防災を旨とし、地域コミュニティと行政が協働した防災意識の醸成が必要で、また、近年噴火を繰り返している口永良部島についても、火山島としての正しい理解のもと、有事の際には迅速に避難できる体制を整える等、地域の生活に密着した防災のあり方を検討していきます。</p>	<p>☆口永良部島の降灰対策を検討します。</p> <p>☆津波や土砂災害を想定した防災マップの作成に取り組みます。</p> <p>☆災害の種類に応じた指定避難所の見直し及び指定緊急避難所の指定を行います。</p> <p>☆南海トラフ等大規模災害を想定し、家庭や公共施設で備蓄できるよう、リストの作成及び周知を図ります。</p>	<p>集落と協力し、避難訓練の実施</p> <p>・広報誌やホームページによる備蓄リスト等防災情報の発信</p>
	<p>地域包括ケアシステムの深化・推進</p>	<p>高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことを可能としていく為には、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみにとどまらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要です。特に、いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、地域包括支援センターが中心となり、地域包括ケアシステムの構築を進めていく必要があります。</p>	<p>☆各集落単位での高齢者交流サロン事業の展開と支援を検討します。</p> <p>・自立支援、介護予防、重度化防止への取り組みを推進します。</p> <p>・在宅医療、介護連携を推進します。</p> <p>・地域ケア会議の充実を図ります。</p> <p>・認知症施策を総合的に推進します。</p> <p>・生活支援体制を整備します。</p> <p>・住まいや生活環境等を整備します。</p> <p>・地域活動や社会参加の促進を図ります。</p>	

【基本計画②】

テーマ	課題	方針	施策	目標
出生から老後まで安心して暮らせる仕組みをつくる	少子化への対策	少子化の進行を止めることは難しいですが、屋久島町の環境を最大限に活用し、安心して子育てができるよう、子育て世代の受け入れ体制整備を行うことで、地域コミュニティの維持を図らなければなりません。それと同時に、子ども達が出郷しても、また島に帰ってきて子育てがしたいと思えるよう、周知を図りながら子育て支援策を構築する必要があります。	子育てのしやすい環境整備に取り組みます。 ☆出産祝い金を3人目から増額できるように検討します。 ・町外からの子育て世帯を受け入れられるよう、働きながら子育てができる体制を構築します。 ☆小児科を常設できるように関係機関と協議します。	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育所設置の促進 ・保育料の無償化への取組み
町の魅力を引き出し、働き甲斐をつくる	屋久島材の付加価値、森林の価値向上の推進	屋久島は、屋久杉に代表される杉の産地であり森林資源も充実しており、資源の有効活用による健全で持続可能な森林経営が求められています。これまで、森林面積の約8割が国有林、約2割が民有林の森林形態であることを鑑み、民国連携による森林整備等を実施してきました。また、屋久島材活用の為に、香りや強度といった地杉の特徴を活かした木材調達及び内容整理を行ってきました。今後は、音成期から利用期に移行しつつあるスギ人工林や、様々な樹種を有する広葉樹の有効活用を図る観点からも、地杉製品等の開発や販路拡大など屋久島材の魅力为消费者へ普及する取組を実施することで、林業及び木材産業の発展による地域活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ☆広葉樹を活用した製品開発を検討します。 ・屋久島地杉を活用した新商品開発に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋久島地杉の島外出荷量：10,000m ・屋久島地杉の床板出荷量：8,000m
安全で快適な暮らしを守る	自然環境に配慮した施設の利用に関するルールを明確化する	本町が有する類稀な自然環境の保全と活用について、関係機関等と連携しながら独自の観光のルールやマナーを確立し、次世代へ受け継げるよう、持続可能な観光を目指します。また、多様化するニーズにも配慮しながら、老朽化する施設の維持管理や、管理する人材が不足しないよう対応します。	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や景観に配慮した登山道の整備を検討します。 ・環境学習、教育、エコツアーの利用を推進します。 ・人と自然の共生を目的としたルールの検討、導入を図ります。 ・屋久島町公認ガイドの利用促進を図ります。 ・入山協力金の啓発に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町が管理している登山道の整備 ・屋久島町公認ガイド数の増加
安全で快適な暮らしを守る	情報ネットワークシステムの整備の遅れ ☆携帯機器の通信が遅い ☆インターネットの通信環境が良くない	本町では、光通信が未整備であることから、大容量の情報通信が実施しにくく、他地域と比べ情報通信格差が生じています。情報通信格差は、住民の日常生活のみならず、企業活動を行う上でも障害となつていく為、令和元年から高度無線環境整備推進事業を活用し、光通信網の整備を行います。光通信を導入することで、住民生活、企業誘致、インバウンド等の観光対策等、あらゆる面で、全国標準の地域情報化の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ☆各集落へのフリーWi-Fi設置を検討します。 ☆学校におけるタブレット学習に向け取り組みます。 ・光通信を活用した企業の誘致を行います。 ・町内の各事業者、情報ネットワークを活用した事業展開の研修会等を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・光通信の整備：町内一円 ・情報通信系企業の誘致：1件

【基本計画③】

テーマ	課題	方針	施策	目標
<p>安全で快適な暮らしを守る</p>	<p>屋久島空港のジェット化の早期実現</p>	<p>屋久島空港については、これまで屋久島空港利用促進協議会等を通じて滑走路延伸等を要望し、ジェット化に向けた取り組みを行っています。近年では本町への入込客数も伸び悩んでいることから、引き続き重点的に取り組んでいく必要があります。 また、屋久島空港のジェット化により首都圏への直通が可能になれば、観光のみならず、物流面でも恩恵があることは明白であることから、関係機関と連携を深め確実に進めていく事が重要です。</p>	<p>関係機関と連携し、空港ジェット化に向けた協議を行うほか、屋久島の玄関口として相応しい空港ターミナルの整備を検討します。</p>	<p>屋久島空港滑走路延伸の早期事業推進化 ・屋久島空港ターミナル改修に向けた取り組み</p>
<p>一生涯学び、切磋琢磨する環境づくり</p>	<p>家庭・学校・地域が協働した学びの環境づくり ☆島に高校が一つしかなく、通学が不便な為島外に子どもが出て行ってしまう ☆屋久島高校のPRが不足している</p>	<p>家庭・学校・地域が協働して、自然と歴史と人に学ぶ教育活動を推進し、地域の課題を自ら解決する為の学習の推進とコミュニティ活動を充実させることで、家庭教育と学校教育の連携を図り、子ども達が家庭・学校・地域全体で見守られる仕組みを構築します。 また、町内唯一の高等学校である屋久島高校の維持・存続の為、屋久島・口永良部島ユネスコエコパークを活用したESDの推進や修学旅行の誘致、屋久島・口永良部島をフィールドに活動する大学生との交流等の機会を設けるなど、屋久島高校の魅力を創りだすことを目指します。 ※ESD・・・「持続可能な開発の為の教育」 現代社会の課題を自らの問題と捉え、身近なところから取り組むことで、解決に繋がる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。</p>	<p>☆児童生徒、学生と地域の繋がりを増やし、地域のPRを図ります。 ☆中高校生への進路学習会や、キャリア教育に向け取り組みます。 ☆行政と集落が協働し環境系大学のサテライトキャンパスの誘致を検討します。 ・各校でESDを推進し、人格の発達や責任感等の人間性の育成に取り組みみます。</p>	<p>・中高校生と屋久島をフィールドにする大学生・研究者との交流事業の実施 ・屋久島高校スクーリングバス支援対策事業の継続、拡充の検討</p>
<p>学習環境、スポーツ環境の整備</p>	<p>児童、生徒が勉学に集中し、学習能力を向上させる為、学校設備や学習環境の整備を図ります。 また、スポーツ環境についても、施設の整備・維持管理と共に、プロ選手等の指導を受けられる機会を設けると、ソフト面の支援についても実施を検討していきます。</p>	<p>☆各校へのエアココンの設置に向け、取り組みます。 ☆既存設備の整備を検討します。 ・各スポーツの講習会、スポーツ教室の開催に取り組みみます。 ・地域コミュニティと連携した学習教室等の設置を図ります。</p>	<p>・各学校へのエアココンの整備；全校 ・スポーツ等の講習会、スポーツ教室等の実施</p>	<p>・各学校へのエアココンの整備；全校 ・スポーツ等の講習会、スポーツ教室等の実施</p>

【基本計画④】

テーマ	課題	方針	施策	目標
水と緑を大切に し、人と自然が触 れ合う環境づく り	山岳部での携帯トイレ移行 に向けた周知・インフラ整備 の不足	屋久島は 1993 年に世界自然遺産に登録され、自然環境を保全す る為に入山協力を財源に、山岳トイレのし尿を人力搬出していま す。山中の既設トイレの負担を軽減する為、将来携帯トイレに移 行する準備として、十分な広報、トイレブースの整備、回収、処 理システムの構築を検討します。	☆山のトイレを携帯トイレに一本化する よう検討します。 ・将来的に携帯トイレに一本化する為、検 討会等を実施し、協力金制度等についても 再度検討を行います。	・使用済み携帯トイレの回収 数：10%増
復興と振興、魅力 ある口永良部島 の持続可能なし まづくり	新たなゴミ処理施設の建設 と、屋久島町に相応しく住民 が取り組みやすいゴミ分別 の方法の検討 ・子どもや若者の減少 ☆移住体験の機会が少ない	現在のゴミ処理施設は、老朽化等による維持管理費が高騰し、財 政負担となっていることから、経済的なゴミ処理が可能で、安全 で安定したゴミ処理施設の早期完成を目指し、検討を進めます。 また、地域のゴミ出しにおいては、分かりやすい表示や広報の実 施、分別方法の研修会の開催等、住民が取り組み易いゴミ分別の システムを検討します。 【屋久島町口永良部島復興と振興計画「豊かな心と幸せを持てる 島人」関連】 口永良部島においても、高齢化が進み、小中学校の生徒数の確保 に関しては、島の自然を活かした環境教育や、島と関わりのある大学 等との人材交流により、魅力ある教育を提供することができま す。また、多くの高齢者がいますが、いつも同じ人と話すのでは なく、島外の若者や観光客等と話をすることが刺激となり、生き がいになる面もある為、全世代を巻き込んだ、人間力を高める交 流の推進を図っていくことが重要です。 住民が、口永良部島に住みながらに交流の幅を広げられるよ う取組んでいくことが重要です。	☆ステーションへのゴミの出し方、マナー が悪いことから、ゴミ出しに関する指導や 研修を開催します。 ☆3R(リデュース・リユース・リサイクル) の推進に取り組みます。	・住民負担を軽減する為の新ゴ ミ処理施設の建設 ・ゴミ出しに関する広報、研修 等の実施
	☆医師が常駐しておらず、安 心して医療を受けられない ☆健診等の適切なスケジュ ール設定(島民が受けやすい 時間設定等)	☆IT、情報技術を活用し、格差の無い教育 に取り組みます。 ☆交流人口増加の為、交流ツアーの実施 を検討します。 ☆移住体験ツアーの実施を検討します。	☆地域おこし協力隊の制度等を活用し、病 気になる前から地域に入り込み関わりを 作っていく、「コミュニティナース」の導 入について検討します。 ☆健診等を受けやすい制度、仕組みの構築 に向け取り組みます。	・交流ツアー、移住体験ツアー の実施：1 件/年
		屋久島町口永良部島復興と振興計画「支えあい喜びを感じられ る島生活」関連】 口永良部島には常駐の医師がおらず、島民は医療に不安を持って 生活しています。今後も引き続き常駐の医師を募集するととも に、看護師の配置や遠隔医療についても検討し、住民が安心して 受診できる体制を整備していかなければなりません。 また、いつまでも健康に生活できるように、健診や運動教室、生き がいづくりを積極的に推進し、島民の福祉の向上に努めていきま す。		・医師、看護師の確保：各 1 名

